平成二十八年六月二十日から平成二十九年七月二十四日までの間の地滑りによる災害で、高知県高岡郡梼原町の区域に係るもの		
平成二十九年四月十七日及び同月十八日の豪雨による災害で、高知県高岡郡梼原町の区域に係るもの		
平成二十九年六月二十日から九月十九日までの間の地滑りによる災害で、徳島県名西郡神山町の区域に係るもの		
平成二十九年九月三日及び同月四日の豪雨による災害で、鹿児島県大島郡喜界町の区域に係るもの		
平成二十九年八月四日から同月八日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの イ　鹿児島県大島郡大和村及び宇検村 ロ　山梨県南巨摩郡身延町、兵庫県美方郡香美町、奈良県吉野郡野迫川村、徳島県名西郡神山町並びに鹿児島県大島郡瀬戸内町及び喜界町	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置	
平成二十九年八月十一日から同月十九日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ　兵庫県神崎郡市川町 ロ　長野県上水内郡小川村及び岐阜県美濃市	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置	
備考　平成二十九年八月四日から同月八日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十九年台風第五号によるものをいう。		

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

省　令

○厚生労働省令第二十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号及び第十二条第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十四日　厚生労働大臣　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（五類感染症）	（五類感染症）
第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。	**第一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）	（新設）
八～十二　（略）	七～十一　（略）
十三　細菌性髄膜炎（第十五号から第十七号までに該当するものを除く。以下同じ。）	十二　細菌性髄膜炎（第十四号から第十六号までに該当するものを除く。以下同じ。）
十四～三十九　（略）	十三～三十八　（略）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症（法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。）は、次に掲げるものとする。	4　法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症（法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。）は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）（患者が十五歳未満のものに限る。）	（新設）
五～二十一　（略）	四～二十　（略）
5～8　（略）	5～8　（略）

附　則

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。